

<日中戦争対立の原因>

昭和4年(一九二九年)1月25日-28日の中野正剛・第五六回帝国議

会予算委員会における満州某重大事件質問 (4)

張作霖爆殺事件の質疑応答・第六五回帝国議会予算委員会

○ 田中国務大臣

サウ云フコトデアレバ私ハ此処デ其事ニ付テハ御答ヲスル、ソレハ私モ其当時ニ此区域ヲ話合ノ上デ支那ニ引渡シタト云フコトハ報告ヲ得テ居リマス、是ハ総理大臣ガ何等関係スル事デハナイデアリマス、是ハ兎ニ角、軍部ノ内ノコトデアリマス、併シ各方面ト打合セヲシタ云々ト云フコトハ、是ハ総理大臣ト打合セタノデモナケレバ何処カラ打合セタノデモナイ、皆直接ノ関係ノ所カラ其局ニ当ル者ガ打合セタト云フコトデアリマス、ソレダケヲ申上ゲマス

○ 中野委員

総理大臣ハ直接軍隊カラ打合セヲ受ケラレナイ位ノコトハ是ハ明白ナコトデアリマス、出先ノ官憲ガ打合セテヤツタコトハ是ハ事実デアル、帝国政府ノ派出セラレテ居ル官憲ガ、軍ノ守備隊ト打合セテヤツタト云フコトハ、矢張り日本ノ政府ノ行動ノーツデアルト思フ、

之ニ対シテ総理大臣ハ此一事、最モ緊要ナル時ニ、我ガ警備権、行政権ヲ放棄シテ支那側ニ御渡シニナツタト云フコトニ対シテ、出先ノ官憲ノ完全ナ事績ヲ経タモノデアッテ、而シテ総理大臣ハ之ニ対シテ責ヲ負ハルルカドウカ、ト云フコトヲ私ハ御尋致シマス

○田中国務大臣

総理大臣ハサウ云フコトニ付テモ責ハ負ヒマセヌト私ハ申シマス

○堀切委員長 中野君

〔「馬鹿ヲ言フナ」ト呼ヒ其他攀富スル者多シ〕

○堀切委員長 中野君ニ発言ヲ許シテアリマス

○ 中野委員

是ハ洵ニ驚イタ話デアル、総理大臣ハ我が行政権ノ一部ヲ、アノ満蒙ノ最も重要ナル時機ニ当ッテ出先ノ官憲ガ放棄シタ、守備隊ガ放棄シタノミナラズ、総理大臣ノ最前ノ御答弁ニ依レバ、ソレゾレ官憲ト打合セテ放棄シタ、

帝国政府ノ監督ノ下ニ在ル官憲ガデスヨ、公務ノ執行トシテ取扱ッタ仕事デスヨ、其仕事タルヤ頗ル重大ナル仕事デアル、行政権ノ放棄デスヨ、本質カラ言ヘバ行政権ノ放棄、結果カラ言ヘバ是アルガ為ニ忠勇ナル我國ノ軍隊ガ、アノ支那ノ治乱ヲ、懸クル我国ノ外交ノ機密ヲ蔵スル、此重大問題ノ時ニ当ッテ当然ノ権能ヲ行フ能ハザリシコトニ付テ、

ソレガ出先ノ守備隊長ノ出来心デナク、官憲ノ打合ノ上公務トシテ執行シタルコトニ対シ、総理大臣責無シトハ以テノ外ノ答デアル、恐ラク小川平吉君ノ教ヘ方ガ間違ッテ居ル、モウ一遍教ヘナサイ、責ハ有リマスカ、有リマセヌカ

○ 田中国務大臣

モウ一遍中野君ニ、中野君ニ御答致シマス、此事柄ハ軍部ノシタコトデ、又軍部ノ局部ノ一是ハ軍人ハ軍デ自ラチャント責任者ガアルノデアリマス、ソレヲ其事柄ヲ一々総理大臣ガ責任ヲ持ッテ、乃至総理大臣ノ認可ヲ得ルノデモ何デモナク、彼等ガ自分ノ職権内デヤルコトデアル、ソレガー々総理大臣ノ責任々々ト云フ湧ケニハ行キマセヌ

○ 中野委員

私ハ左様ノ末節ノ議論ヲシテ居ルノデハナイ、ダカラ私ハ最初カラ支那ノ変局ニ際シ

テ、日本政府ガ突如トシテ公表セラレタル満蒙治安維持ノ声明カラ、次イデ起リ来ル世界ノ世論カラ、世界ノ疑雲カラ、

満蒙ニ於ケル人心ノ動キ方カラ守備隊ノ動キ方カラ、満洲ニ於ケル一般ノ空気カラ、動キ来リシ順序ヲ段々今迄究明シテ来テ居ル、皆其変化ト云フモノハ内閣ノ外交方針トシテ総理大臣自ラ執ラレタル外交上ノ仕事ノ出来事ノ連鎖ノ中ニ起ツタモノデアル、而モ其時ニ当ツテスヨ、日本ノ軍隊ガ居ツタナラバドウデセウ、

ア々云フ不祥ナ事ハ起ラナカッタデセウカ、我が警備区域ニ於ケル治安維持声明ノ下ニ於テ、戒厳令ヲ布イテ居ルトモ見ルベキ時ニ於テ、帝国ノ忠勇ナル軍隊ガ本氣デ日本ノ行政執行権ノ下ニ働イテ居タナラバ 一 本氣デ守ツテ居タナラバアノ不祥ナ事ガ起ラナカッタデアリマセウカ、之ヲ承リマス

○ 田中国務大臣

サウ云フ風ニ仮定シテ物ヲ御尋ニナツタノデハ、私ノ言ヒ様ガアリマセヌカラ、此事ニハ御答致シマセヌ

○ 中野委員

仮定チヤナイ、是ハ事実ノ問題デアリマス、然ラバ私ハモウツ承リマスガ、出先ノ官憲ガ兎ニ角、合法ノ手續ヲ履ンデスヨ、行政権ヲ引渡シ其引渡ノ下ニ条約ノ文面ニ於テ言ヘバ行政権ノ完全ニ行ハレテ居ル
(「行政権ハ行ハレテ居ナイ」ト呼フ者アリ)

行政権ガ排他的ニ行ハレテ居ル一帝国ノ警備権ヲ引渡シテ日本ノ行政権ガドウ残ツテ居ルカ、引渡シタル (此時発言スル者多シ) 委員長彼等ヲ御鎮メナサイ

○ 堀切委員長 静肅ニ願ヒマス 一 静肅ニ願ヒマス

○ 中野委員

官憲ガ合法ノ手俗ヲ経テ処置ヲ執リ、其処置ノ結果デスヨ、斯ノ如キ重大ナル問題ガ起ツタ、ソレハ何カ路上デ我が警察権ヲ休ンデ居ル最中ニ、スリガ物ヲスツタト云フヤウナコトデハナイ

奉天ニ帰ル前ハ支那ノ大元帥デアリ、奉天ニ帰ッテ来レバ東三省ノ中心人物デア
ル、其人ガ帰ッテ来ル前ニ於テ、我が政府ノ治安維持ノ声明以来、軍ノ行動以来、日
本ハ緊張シテ此満蒙問題ニ当ッテ居ル時ニ此人ガ日本ノ行政権ノ行ハレテ居ル所、
即チ九州ノ一部分ト云ッテモ宜シ、サウ云フ場所デ爆死セラレタ、

而シテ其結果ハ外交上ノ重大問題トナッテ居ル、貴方ハ其結果ヲ憂慮セラルタガ故
ニ、帝国議会ニ於テモ、是ノ質問ヲシテ呉レルナト、ソレ程重大ナル問題ノ起ツタ其事
ニ付テ、出先ノ官憲ノ小サイ責任ダカラ俺ニ関係ハナイト仰シャル、ソレデハ立憲国ノ
総理大臣トシテ其責任ヲ果サレルカ、

貴方ハ総理大臣デアリ、外務大臣デアル、軍ニモ命令シ、軍部ヲモ統率スル、ソレガ
斯リ云フ重大問題ヲ起シテ世界ノ疑惑ヲ醸シタル其結果ヲ、其事ガ頗ル重大デアルカ
ラ議会ニ於テ言フナト云ッテ惧レテ居ル、其結果ヲ起シテ居ルコトニ対シテ、何等ノ責
任無シトハドウ云フコトデアル、私ハ良心デ貴方ハ之ニ対シテ如何ニ思ウテ居ルカ、
モウ一度承リタイ

○ 田中国務大臣

○

重ネテ申シマス、各々軍部ニハ軍部、守備隊ニハ守備隊ノ銘々責任ガアルノデアル、
又(「ソレハ一時デハナイカ」ト呼フ者アリ)

一時ノ責任デモ其時ノ責任ガアルノダ、之ニ依テ各主職責ニ依テノ責任ヲ尽スト云フ
コトハ、又銘々ノ本領デアル、ソレヲ々々総理大臣ノ責任、総理大臣ノ責任ヲ以テシタ
ラバ、総理大臣ガ何万人居ッテモ足りマセヌ、

ノミナラズ此処ニ申シテ置クノデアリマスルガ、吾々ハ此事柄ハ最モ重大デアルト考
ヘルカラ、今日ハ慎重ニ考慮シテ居ルノデアリマス、又調査ヲシテ居ルノデアリマス、
デアルカラ是レ以上に私ガ申サメト云フコトヲ言フノデアル、モウソレデ貴方ガ御諒解
ニ相成ルコト、信ジルノデアル

○ 中野委員

ソレハ貴方ハ別ナコトヲ答ヘテ居ル、此出来事ノ真相ヲ調査スルト云フコト、警備区域
ヲ引渡スト云フコト、ハ、是ハ別問題デアル、警備区域ヲ引渡スト云フコトハ陸軍ノ公
報ニチャントアルコトデアル、

其出先ノ官憲ニソナ責任ガアルカ、然ラバ貴方ニハ責ヲ負ハレナイカ、斯ノ如キ寒心事ガ起ツテ、重大問題ガ起ツテ、総理大臣自ラ責ニ任ゼズ、誰ガ責ニ任ジマスカ、全ク無責任デスカ、誰ノ責任デスカ

○ 田中国務大臣

是ハ銘々チャント条令ナリ何カチャント極ツテ居リマスト云フコトニ付テ、一々総理大臣ノ責任デハナイ

○ 中野委員

号令ナリ何ナリガチャント定ツテ居ル（「法令ダ」ト呼フ者アリ）

法令一然ラバ貴方ニ御伺ヒスルノデスガ、何ノ法令ニ依テ一総理大臣煮承リマス、私ハ法令ノ末節論ヲシテ居ルノデハナイデスガ、総理大臣ハ、如何ナル法令ニ依テ斯ノ如ク言ハレルカ、

総理大臣責任ナシ、外務大臣責任ナシト云フコトヲ言ハレルカ、斯ノ如キ不完全ナル法令ガアルナラバ、法令其モノカラ、吾々大ニ考ヘナケレバナラヌト思フ、其法令ヲ示シテ戴キタイ — 法令ノ根拠ヲ示シテ戴キタイ

〔中略〕

○ 田中国務大臣

鉄道守備隊勤務令、スリ云フモノガアルノデアリマス

〔中略〕

○ 中野委員

只今総理大臣カラ警備区域ヲ引渡シタコトハ法令ニ依ッタ、其法令ハ…（「ソナコトハ言ハナイ」「責任ノ法令ヲ言フタ」ト呼フ者アリ）

責任ノ法令ニ依テ一宜シ、其只今ノ法令ハ、私ハ能ク間ヘマセヌデシタガ、何ト云フ法令デスカ、又其勤務令ノ如何ナル条項ガ斯ノ如キ国家ノ重大政治問題トナルコトヲ拘束スルヤウニナルカ、其勤務令ガ斯ノ如キ重大問題ノ処置ニ対シテ、我ガ軍ノ行動、警備隊ノ行動ヲ拘束スルヤウ言ルノハ如何ナル論掠ニ依ルカト云フコトヲ、私ハ

切二間キタイト思フノデアリマス

○田中国務大臣

鉄道守備隊ノ責任トシター其職務ハ織道守備隊勤務令ト云フモノデ規定シテアルト云フコトヲ申シタノデアリマス、ソレカラ今ノ警備ノコトデアリマスガ、満鐵ノ警備ヲ許シタト云フモノデハナクシテ、京奉線ノ警備ノ姦分ヲ是ハシタ(「何ヲシタ」ト呼フ者アリ)、許シタト云フコトヲシイノデアリマス、(今陸軍大臣カラ……)

○堀切委員長 中野君マダアリマスカ

○中野委員 アリマス

○堀切委員長 モウ時間デスガ……

○ 中野委員

ソレデハ我が警備区域ヲ向フニ譲ツタノデス、チャント此処ニ出テ居リマス、満鐵ガ京奉線ト交叉シテ居ル、其上ヲ満鐵ガ通ツテ居ル、下ガ京奉線、其京奉線ノ上ヲ満鐵ガ通ツテ居ルカラシテ、法律上ノ基礎ニ依テ其下ノ所ノ警備権ハ日本ニアル、之ヲ引渡シタト云フコトニナツテ居ルト私ハ承知シテ居ルノデアリマス、ソレト違ヒマスカ
[「其通り」ト呼フ者アリ]

○ 白川国務大臣

只今一細カイコトデアリマスカラ私カラ……今ノ中野君ノ言ハレマシタ通りニ京奉線ハ下ヲ通ツテ居ツテ、其上ヲ満鐵ガ通ツテ居リマス、ソコデ日本ノ守備隊ハ満鐵ノ左右両側ニアルダケノ警備ヲ持ツテ居ルノデアリマス、

京奉線デモ持ツテ居ルノデアリマス、ソレヲ支那側ノ方カラ言ウテ、張作霖ガ歸ツテ来ルカラ、ドウカ此処ニ書イタダケヲ私ノ方ニ任カシテ呉レ、斯ウ云フ懇願デアツタ、ソレデ方々ト交渉ノ結果、折角ノコトダカラ許シテヤラウ、併シ上ノ方ハ無論満鐵其モノハ日本ノ守備隊デヤル、京奉線其モノ、日本ノ権利内ダケヲ一時支那側ニ委シテヤル、サウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス

○ 中野委員

サウスルト六月十二日ノ陸軍ノ公報、是ハ陸軍大臣モ当然責任ヲ持ツテ居ラレルト思ヒマスガ、京奉鐵道ガ我が満鉄線ト交叉スル地点ハ、京奉線ガ満鉄ノ下方ヲ通過スル關係上、満鉄線ノ陸橋下ハ満鉄線路ノ一部トモ看做ル々所デ、

本来支那軍隊又ハ警察官等ヲ配置スル能ハザル地域ナリ、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、此処ハ矢張日本ガ警備スベキ区域デアツテ、此處ニハ排他的ニ絶對的ニ日本ノ行政權ガ行ハレテ居ルト同時ニ、警備權ガ行ハレテ居ルト思フ、之ヲ御譲リニナツタノハドウ云フ根拠ニ依ルカ、之ヲ御聴キシタイ

○ 白川國務大臣

ソレハ向フノ方デ支那側カラ切ナル懇願ガアリマシテ、ドウカ私ノ方ニ任シテ呉レ、斯リ云フ希望ガアツタノデ、ソコデ皆ガ相談ヲシテ、ソレ程マデニ言フナラバ一時任シテヤラウ、サウ云フ話ガ出先デ纏マッタノデアリマス

○ 中野委員

只今陸軍大臣ハ支那側カラ懇談的ニドウカ渡シテ呉レト云フ話ダツタカラ、ソレ程マデニ言フナラバト言ハレルガ、国家ノ公務ヲ執行スル上ノ交渉ニ、支那ノ言ヒ方ガ懇切デアラウガ、泣落シデアラウガ、日本ハ之ヲ取扱フ態度ニニ、三アルベキ筈ハナイト私ハ思フ(「ソレハ議論デハナイカ」ト呼フ者アリ)然ラバ承リマス

〔此時発言スル者多シ〕

○ 堀切委員長 静肅ニ—静肅ニ

○ 中野委員

方々ト交渉シテト言ハレルガ、方々ト交渉シテトハドウ云フコトデアルカ、方々トハ何処デス

○ 白川國務大臣

守備隊ノ方デハ守備隊ノ隊長、ソレカラ陸軍ノ軍司令部、憲兵、サウ云フモノト協議ヲシタト云フヤウニ承知ヲシテ居リマス

○ 中野委員

田中総理大臣トノ応答ニ依ルト、方々トノ交渉ト云フハ、外務ノ当局者トモ交渉シテ居ル、サウ云フヤウニ耳ニシタ、ソレハ違ッテ居ルカモ知レナイ(「耳クソヲ能ク掘ッテ聞ケ」ト呼フ者アリ)

マア待ッテ下サイ、只今私ハ警備区域ヲ引渡ス事ハ、一方々ト云フコトハ陸軍内部ノ交渉デアル、サウナルト話ガ少シ可笑シクナルデハナイデスカ、警備隊ト云フノハ内輪ノコトデアル、方々トハ私ハ出先ノ官憲ト解スルガ此文章ノ解釈上当然ト思ヒマスガ、内輪ノ相談デアルカ、

更ニ私ハ総理大臣ニモ承リタイガ、勤務令ガドウトカ、サウ云フ問題デハナクシテ、法律ノ論拠ニ依テ法律的ニハ執務上合法ニヤラレタカドウカ、ソレハ別問題、是ニ依テ政治上ノ斯ノ如キ重大問題ヲ惹起シテ居ルノニ、政治上ノ責任ハナイカ、斯ウ云フコトヲ私ハ伺ッテ居ル、

勤務令ヲツトニ持ッテ来ラレタッテ、何モ国务大臣トシテ、立憲国ノ総理大臣トシテノ責任ヲ回避スルコトニハナラメト思フ、此点ノ所幾ラ質問シテモ要領ヲ得ナイ、陸軍大臣ト総理大臣トモウ少シ御打合セヲ願ッテ、更ニ私ハ質問シタイト思ヒマスガ、

委員長ヨリモ最前カラ時間モ経過シテ居ルカラ打切ッテ呉レト言ハレタノニ、数回押切ッテ今マデ質問シタノデアリマスガ、是ニ於テ委員長ノ御話ヲ容レマシテ、此質問ヲ保留シ、再ビ総理大臣ニ質問致シタイト思ヒマス

○ 堀切委員長

御諮り致シマスガ、今日午後本会議デハ重要ナル法案ガ出、説明等ニ色々時間ヲ費スト思ヒマスカラ、今日ハ是デ休ミマシテ、明日定刻ヨリ、即チ正午前十時カラ開会致シマス、左様御承知ヲ願ヒマス、是デ散会致シマス

午後0時25分散会